

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の形成を目指すため、平成16年に「沼田市男女共同参画計画」を策定し、平成22年度までの7年間を計画期間として、各種施策を進めてきました。その基本的な考え方は、「男女共同参画社会基本法」に示された基本理念や考え方に基づくものです。

本市は、平成17年2月に白沢村、利根村と合併し市域が拡大しましたが、他の中山間地域と同様に、人口の減少、地域経済の低迷などが進行しています。私たちの生活を取り巻く環境は急激に変化し、地域の課題も増えています。このことは、私たちのライフスタイル、家族のあり方、働き方、コミュニティのあり方などすべてに関連しています。

このような時代や社会の変化に対応し、誰もが自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の形成を目指すために、現在の課題を明らかにし、平成16年に策定した「沼田市男女共同参画計画」を見直し、その後継計画として「沼田市第2次男女共同参画計画」を策定するものです。

## 2. 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と定め、「平等・発展・平和」をテーマとした「国際婦人年世界会議」（第 1 回世界女性会議）がメキシコシティにおいて開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54 年（1979 年）には、女性に対するあらゆる差別を禁止した「女子差別撤廃条約」が採択されました。その後、昭和 60 年（1985 年）に開催された第 3 回世界女性会議（ナイロビ会議）において「国連婦人の十年」に掲げられた「平等・発展・平和」の目標を達成するための努力を継続していくことが確認され、「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

そして、平成 7 年（1995 年）に、北京において第 4 回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と、12 の重大問題領域についての取組を求める「北京宣言」および具体的な行動指針を明らかにした「行動綱領」が採択されました。

また、平成 12 年（2000 年）の国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「行動綱領」の進捗状況を点検し、政策の理念を掲げた「政治宣言」と、各国政府、国際機関及び市民社会が行うべき約 200 の具体的な目標を定めた「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

さらに平成 17 年（2005 年）に開催された第 49 回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言」、「行動綱領」および「成果文書」を再確認し、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されています。

男女共同参画関係年表（世界の動き）

	国　連　等
昭和 50 年(1975 年)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択
昭和 51 年(1976 年)	1976 年からの 10 年を「国連婦人の十年」と定める
昭和 54 年(1979 年)	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択
昭和 55 年(1980 年)	『「国連婦人の十年」中間年世界会議』（コペンハーゲン）開催
昭和 60 年(1985 年)	『「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議』開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 2 年(1990 年)	国連婦人の地位委員会拡大会議 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
平成 7 年(1995 年)	「第 4 回世界女性会議」開催 「北京宣言」及び「行動綱領」採択
平成 12 年(2000 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク） 「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択
平成 17 年(2005 年)	国連「北京 + 10 」世界閣僚級会合 (第 49 回国連婦人の地位委員会)（ニューヨーク）

## (2) 国の動き

わが国においては、「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択されたことを受け、昭和 50 年（1975 年）に女性の地位向上を目的とした「婦人問題企画推進本部」を設置するとともに、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定しました。

これ以降、国連を中心とした国際的な動きを受け、差別撤廃に向けた取組を進めるとともに、昭和 60 年（1985 年）に「女子差別撤廃条約」を、平成 7 年（1995 年）には、「家庭的責任を有する労働者条約（ILO156 号条約）」を批准しました。

その後、「第 4 回世界女性会議」において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」や、平成 8 年（1996 年）7 月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を平成 8 年（1996 年）12 月に策定しました。

平成 11 年（1999 年）6 月には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念と、国、地方自治体及び国民の取り組むべき総合的枠組を定めた「男女共同参画社会基本法」を制定し、同法の基本理念を実行に移すため、平成 12 年（2000 年）12 月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 17 年（2005 年）12 月には、新たに「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を閣議決定し、基本法に基づく取組を行ってきました。

平成 22 年（2010 年）12 月には、基本法施行後 10 年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとする「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

## 男女共同参画関係年表（国の動き）

	日 本
昭和 50 年(1975 年)	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 婦人問題企画推進会議開催
昭和 52 年(1977 年)	「国内行動計画」策定
昭和 56 年(1981 年)	「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和 60 年(1985 年)	「女子差別撤廃条約」批准 「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布
昭和 61 年(1986 年)	婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催
昭和 62 年(1987 年)	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3 年(1991 年)	「育児休業法」の公布
平成 6 年(1994 年)	「男女共同参画推進本部」設置 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令）
平成 7 年(1995 年)	「IL0156 号条約」批准 「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）
平成 8 年(1996 年)	男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 9 年(1997 年)	男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」の公布
平成 11 年(1999 年)	「男女共同参画社会基本法」の公布、施行 「食料・農業・農村基本法」の公布、施行
平成 12 年(2000 年)	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13 年(2001 年)	男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第 1 回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定 「男女共同参画会議」設置
平成 14 年(2002 年)	アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置

	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
平成 15 年(2003 年)	「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
平成 16 年(2004 年)	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
平成 17 年(2005 年)	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
平成 18 年(2006 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 19 年(2007 年)	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出
平成 20 年(2008 年)	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 22 年(2010 年)	

### (3) 群馬県の動き

群馬県においては、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画である「新ぐんま婦人計画」が昭和 55 年（1980 年）に策定されました。

その後、21 世紀を展望しつつ、西暦 2000 年を目標年次とする「新ぐんま女性プラン」を平成 5 年（1993 年）に策定し、有識者による新ぐんま女性プラン委員会及び庁内組織である女性行政推進連絡会議を中心に、様々な施策に取り組んできました。

さらに、平成 13 年（2001 年）3 月には、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定しました。

平成 16 年（2004 年）3 月には、「群馬県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 18 年（2006 年）3 月には、「群馬県男女共同参画計画（第 2 次）」を策定し、現在、第 3 次計画の策定に取り組んでいます。

男女共同参画関係年表（群馬県の動き）

	群 馬 県
昭和 54 年（1979 年）	県民生活部婦人児童課に「婦人対策係」設置
昭和 55 年（1980 年）	「新ぐんま婦人計画」策定
平成 5 年（1993 年）	「新ぐんま女性プラン」策定
平成 13 年（2001 年）	「ぐんま男女共同参画プラン」策定
平成 16 年（2004 年）	「群馬県男女共同参画推進条例」施行
平成 18 年（2006 年）	「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定

#### (4) 沼田市の動き

本市は、平成 17 年(2005 年)2 月 13 日に白沢村、利根村と合併しました。合併前の 3 市村においては、それぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

特に、旧沼田市においては、平成 10 年(1998 年)に、社会のあらゆる分野で男女共同参画に向けたまちづくりを進めるため、市民の意識及び実態の把握と、女性政策の推進を図る上での基礎資料とする目的に、「女性問題に関する市民意識実態調査」を実施しました。

その後、平成 14 年(2002 年)には、市における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、計画策定に向けての取組を開始するとともに、全職員を対象とした「男女共同参画に関する職員意識調査」を実施しました。

続いて、平成 15 年(2003 年)には、計画の策定に当たり、より広く市民から意見を聴取し、これを反映させるため、「沼田市男女共同参画推進懇話会」を設置し、計画素案に対する意見・提言を求め、平成 16 年(2004 年)3 月に平成 17 年度から 22 年度までを計画期間と定めた「沼田市男女共同参画計画」を策定しました。その計画に基づき、男女共同参画の分野で活躍している人による講演会を開催するなど、情報および学習機会の提供を行ってきました。

平成 19 年度からは、「北毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との共催により、男女共同参画セミナーとして講演会および講座を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた情報や学習機会を提供し、意識啓発を図ってきました。

平成 22 年度には、第 2 次男女共同参画計画の策定に取り組むに当たり、「沼田市男女共同参画社会に関する市民意識調査」(20 歳以上の市民 2,000 名を無作為に選定)を実施し、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」内に設置したワーキンググループ員と公募を含めた市民の代表者で構成する「沼田市男女共同参画計画策定委員会」が合同で会議を開催し、協働作業によって市民意識調査の結果の検証や課題の抽出を行いながら、計画案の策定に取り組みました。

男女共同参画関係年表（沼田市の動き）

	沼　田　市
平成 5 年(1993 年)	「婦人児童係」設置
平成 10 年(1998 年)	「女性問題に関する市民意識実態調査」実施
平成 11 年(1999 年)	「婦人児童係」を「女性児童係」に名称変更
平成 12 年(2000 年)	「沼田市第四次総合計画」策定
平成 14 年(2002 年)	「沼田市男女共同参画庁内推進会議」設置 「男女共同参画に関する職員意識調査」実施 「沼田市男女共同参画講演会」開催
平成 15 年(2003 年)	「沼田市男女共同参画推進懇話会」設置
平成 16 年(2004 年)	3 月に平成 17 年度から 22 年度までを計画期間と定めた「沼田市男女共同参画計画」を策定
平成 19 年(2007 年)	「沼田市第五次総合計画」策定 平成 19 年度から、「北毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との共催により、男女共同参画セミナーとして講演会および講座を開催
平成 22 年(2010 年)	「沼田市男女共同参画庁内推進会議・同ワーキンググループ」設置 「沼田市男女共同参画計画策定委員会」設置 「沼田市男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施